

国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)の更新について

現在お持ちの保険証は7月31日有効期限が満了し、8月1日から、うぐいす色の新しい保険証に更新されます。対象の方には、7月下旬に世帯主様宛に郵送しますので、届きましたら住所・氏名・生年月日等記載内容をご確認ください。70〜74歳の方には負担割合が左側に記載されていますのでご確認ください。

マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)をご利用ください。国の法改正により12月2日から保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行される予定です。12月1日時点でお手持ち

の有効な保険証は、改正法の経過措置により、保険証に記載の有効期限まで使用できます。12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方には被保険者資格情報等を記載した「資格確認書」が交付される予定です。医療機関に提示することにより医療を受けることができます。

- ①従来保険証よりも医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
②過去の服薬情報や健康診断結果が見られるようになるため、より良い医療を受けることができます。
③限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

後期高齢者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

対象となる皆さま(75歳以上の方と、65歳以上で一定の障害があり申請された方)に保険証と減額認定証を郵送します。
郵送時期 7月下旬
後期高齢者医療制度の保険証 保険証の色が橙色から黄色に変わります。新しい保険証がお手元に届きましたら、住所・氏名・自己負担割合などの記載内容を確認してください。

資格情報の確認をお願いします。7月下旬に送付する新しい保険証の台紙部分に保険者等で把握している資格情報(個人番号の下4桁)が記載されています。こちらはマイナ保

福祉医療費受給者証を更新します

郵送時期 7月下旬
資格要件や前年の所得を確認し、引き続き該当となる方に郵送します(申請は不要)。転入などにより、提出していただく書類がある方には、別途通知しますのでご確認ください。
福祉医療制度とは
医療機関などで負担した保険診療分の一部を助成する制度です。対象者は下表のとおり

福祉医療費受給者対象要件

Table with 2 columns: 対象者 (障がい者, ひとり親家庭等) and 資格要件 (身体障害者手帳1~4級, 療育手帳A1~B1, etc.)

※いずれも所得制限があります。

介護保険を利用している皆さまへ

介護保険負担限度額認定証の更新申請は7月5日(金)まで

課税状況などが一定の条件を満たす方は、施設入所時の居住費・食費の負担軽減が適用となる「負担限度額認定証」が申請により取得できます。すでに負担限度額認定証をお持ちの方も、毎年更新の手続きが必要です。現在対象となっている方には6月下旬に申請書類を送付します。7月5日(金)までに必要書類と併せて提出してください。

対象者

- ①・②両方を満たす方
①世帯全員が非課税の方
②預貯金等(※)の金額が基準額以下の方
(※)「預貯金等」とは預貯金、信託、有価証券、現金(タンス預金)などです。

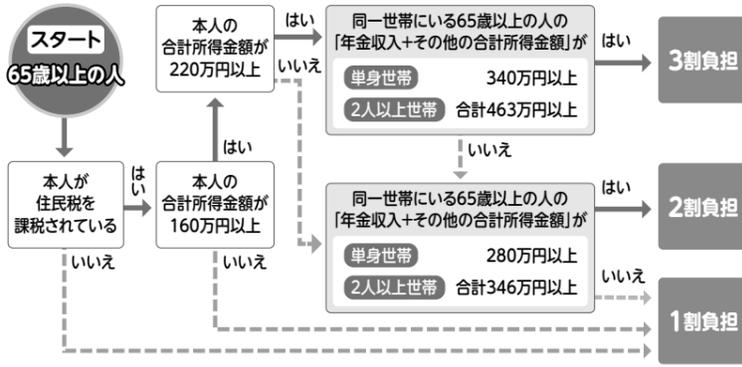
Table with 2 columns: 年金収入等※, 預貯金等の基準額. Rows include 生活保護受給者, 80万円以下, 80万円超120万円以下, 120万円超.

※公的年金等収入金額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額

介護保険負担割合証を7月下旬に送付

介護保険サービス利用の際、原則として利用料の1〜3割を支払っていただきます。利用者の負担割合が記載された「負担割合証」は毎年8月1日に更新となり、新しい「負担割合証」は7月下旬に送付します。

自己負担割合を確認してみましょう!



75歳以上の歯科口腔健診を実施中

健診費用は無料!
長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の健康づくり事業として歯科口腔健診を実施しています。

対象者

- (1)昭和23年4月1日〜昭和24年3月31日生まれの方
(2)昭和19年4月1日〜昭和23年3月31日生まれの方のうち、直近で生活習慣病に係る受診をされた経歴があり、かつ、令和5年度に歯科医療の受診が無かった方
(3)昭和18年4月1日〜昭和19年3月31日生まれの方

受診時に必要なもの

- 被保険者証
お薬手帳(無い場合は不要)

問い合わせ先

長野県後期高齢者医療広域連合保健事業室
026(229)5320

